

- 問1 地方自治において、住民が直接政治に参加する直接請求権の一つである「条例の制定・改廃請求」について、請求に必要な署名数と請求先の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2018年 千葉県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|---|---|
| 1. 有権者の50分の1以上の署名を集めて、地方公共団体の首長に対して請求する。 | 2. 有権者の50分の1以上の署名を集めて、地方公共団体の監査委員に対して請求する。 | 3. 有権者の3分の1以上の署名を集めて、地方公共団体の議会に対して請求する。 | 4. 有権者の3分の1以上の署名を集めて、地方公共団体の首長に対して請求する。 |
|--|--|---|---|
-
- 問2 ある統計資料において、歳入に占める特定の資金の割合を比較すると、高知県では約40パーセントと高い割合であるのに対し、神奈川県では数パーセントと極めて低い割合にとどまっています。この資金の性質として、国庫支出金と比較したときの特徴を説明したものとして正しいものはどれですか。 (2026年 山形県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|--|
| 1. 道路の建設や義務教育の教職員給与など、特定の事業を行うために国が使い道を定めて支出する。 | 2. 各地方公共団体が条例に基づいて独自に徴収し、地域の公共サービスの経費として活用する。 | 3. 地方公共団体が大規模な公共事業を行うために、国や銀行などから一時的に借り入れる借金である。 | 4. 国から配分された後の使い道が限定されておらず、各地方公共団体が自主的に使用できる。 |
|---|---|--|--|
-
- 問3 日本の地方財政において、それぞれの地方公共団体が徴収する地方税などの自主財源には地域ごとに差があります。こうした財政力の格差を是正し、どの地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにするために、国が一定の基準で配分する資金を何といいますか。 (2025年 静岡県公立入試 類似)
- | | | | |
|-----------|-------------|--------|----------|
| 1. ふるさと納税 | 2. 地方交付税交付金 | 3. 地方債 | 4. 国庫支出金 |
|-----------|-------------|--------|----------|
-
- 問4 近年、都市公園の整備や管理において「Park-PFI（公募設置管理制度）」という仕組みが導入されるケースが増えています。民間事業者が公園内にカフェや売店などの収益施設を設置・運営するこの制度について、その主な目的として正しいものを次のうちから選びなさい。 (2025年 宮城県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|---|---|
| 1. 公園の利用を完全に有料化し、その入場料収入のみで公園内のすべての公共施設を維持・改修していくこと。 | 2. 民間事業者が得た収益の一部を公園の維持管理費用に充てることで、行政の支出を減らすとともに、公園の魅力を向上させること。 | 3. 公園内の土地をすべて民間事業者に売却し、行政が公園の管理運営から完全に撤退することで、管理責任を免れること。 | 4. 行政がすべての施設を建設したうえで、民間事業者に運営のみを委託し、その収益の全額を地方自治体の一般財源に組み入れること。 |
|--|--|---|---|
-
- 問5 地方公共団体の財源のうち、国から徴収権が移されることで得られる「地方税」のように、地方公共団体が自ら徴収し、自らの判断で使い道を決められる財源を総称して何と呼びますか。 (2020年 香川県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| 1. 地方交付税 | 2. 自主財源 | 3. 依存財源 | 4. 国庫支出金 |
|----------|---------|---------|----------|
-
- 問6 地方公共団体の財源のうち、義務教育の実施や道路の建設、生活保護の支給など、国が特定の行政活動を奨励したり、その費用の一部を補助したりするために支払われる資金を何といいますか。 (2022年 徳島県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|----------|-------------|--------|
| 1. 国庫支出金 | 2. 地方譲与税 | 3. 地方交付税交付金 | 4. 地方債 |
|----------|----------|-------------|--------|
-
- 問7 住民が直接請求権を行使する場合、請求の内容によって「必要署名数」や「請求先」が異なります。条例の制定・改廃の請求が、事務の監査請求と共通している点、および異なる点の説明として、正しい組み合わせを選びなさい。 (2018年 静岡県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1. 必要署名数はどちらも有権者の3分の1以上だが、請求先はどちらも選挙管理委員会である。 | 2. 必要署名数はどちらも有権者の50分の1以上だが、条例請求の請求先は地方議会であり、監査請求の請求先は首長である。 | 3. 必要署名数はどちらも有権者の50分の1以上だが、条例請求の請求先は首長であり、監査請求の請求先は監査委員である。 | 4. 必要署名数は条例請求が50分の1以上で監査請求が3分の1以上であり、どちらも請求先は地方議会である。 |
|---|---|---|---|
-
- 問8 ある地方自治体において、住民が議会の解散を求めるために署名を集める活動を行いました。この「議会の解散請求（リコール）」を有効にするために必要な署名数と、その署名を提出する先の組み合わせとして正しいものはどれですか。 (2019年 富山県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------------------------------------|--|--|-------------------------------------|
| 1. 原則として有権者の50分の1以上の署名を集め、監査委員に提出する。 | 2. 原則として有権者の50分の1以上の署名を集め、地方公共団体の長に提出する。 | 3. 原則として有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に提出する。 | 4. 原則として有権者の3分の1以上の署名を集め、監査委員に提出する。 |
|--------------------------------------|--|--|-------------------------------------|
-
- 問9 地方自治において、住民が地方公共団体の条例を新しく作ったり、内容を変更したりすることを求める「条例の制定・改廃の請求」を行うための手続きとして正しい説明はどれですか。 (2017年 大分県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|---|---|
| 1. 有権者の50分の1以上の署名を集め、その地方公共団体の首長（知事や市町村長）に対して請求する。 | 2. 有権者の50分の1以上の署名を集め、その地方公共団体の監査委員に対して請求する。 | 3. 有権者の3分の1以上の署名を集め、その地方公共団体の首長（知事や市町村長）に対して請求する。 | 4. 有権者の3分の1以上の署名を集め、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して請求する。 |
|--|---|---|---|
-
- 問10 地方自治において、住民が直接公共団体に対して意思を表明できる直接請求権の一つに「条例の制定・改廃請求」があります。この制度を利用して、住民が地方公共団体の長（首長）に対して条例の制定や改廃を求める際に必要となる、有権者の署名数として正しいものを選びなさい。 (2017年 岐阜県公立入試 類似)
- | | | | |
|------------------|---------------|-------------------|------------------|
| 1. 有権者の3分の1以上の署名 | 2. 有権者の過半数の署名 | 3. 有権者の50分の1以上の署名 | 4. 有権者の6分の1以上の署名 |
|------------------|---------------|-------------------|------------------|
-
- 問11 日本の地方自治における首長の選出方法は、国政における内閣総理大臣の選出方法と比較してどのような特徴がありますか。有権者の関わり方に着目して述べたものとして、最も適切なものを選びなさい。 (2024年 滋賀県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|---|
| 1. 有権者は、国政では内閣総理大臣を直接の投票で選ぶが、地方自治では地方議会が首長を指名するため直接選ぶことはできない。 | 2. 有権者は、地方自治においては18歳から投票できるが、国政においては20歳にならないと投票できないため、選出に関わる範囲が異なる。 | 3. 有権者は、国政では国会議員のみを選ぶが、地方自治では首長と地方議会議員の両方を直接の投票によって選ぶことができる。 | 4. 有権者は、国政と地方自治のいずれにおいても、行政のトップである内閣総理大臣や首長を直接の投票によって選んでいる。 |
|---|---|--|---|
-
- 問12 ある自治体のウェブサイトにおいて、「市議会だより」や「市の課題について」、「情報公開について」といった項目が並び、住民に広く情報が提供されています。このように、市議会が地域の課題解決に向けて条例の制定を行う意義として、最も適切なものはどれか。 (2022年 岩手県公立入試 類似)
- | | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 1. 国の法律を介さずに、市が独自の裁判制度を運用できるようにするため | 2. 首長による予算の編成や執行を、市議会がすべて代行するため | 3. 住民の意思を反映し、地域の状況に応じたきめ細かなルールを作るため | 4. 国の政治に関わる全般的な法律を、各市町村が自由に書き換えるため |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|

答え合わせ・解説

問1	答え 1 有権者の50分の1以上の署名を集めて、地方公共団体の首長に対して請求する。	直接請求権の中でも、条例の制定や改廃を求める権利は、有権者の50分の1以上の署名を必要とします。この請求は、地方公共団体の事務を執行する責任者である「首長（知事や市区町村長）」に対して行われます。選択肢にある「3分の1以上」という要件は、議会の解散請求や首長・議員の解職請求（リコール）といった、より身分に強く関わる請求に適用される基準です。また、監査委員への請求は、自治体の財務運営などに問題がある場合に行う事務監査請求の際に選択されます。
問2	答え 4 国から配分された後の使い道が限定されておらず、各地方公共団体が自主的に使用できる。	高知県のように自力での税収が少ない自治体には多く、神奈川県のように税収が豊かな自治体には少なく配分されるのが地方交付税交付金です。この資金は、国が使い道を制限しない「一般財源」に分類されます。これに対し、特定の目的（義務教育や公共事業など）のために国が用途を指定して支払う資金は「国庫支出金」と呼ばれ、地方交付税交付金とは区別されます。
問3	答え 2 地方交付税交付金	地方公共団体間の財政格差を是正し、財源を均衡させることを目的とした制度です。所得税や消費税といった国税の一部を財源として、地方公共団体の必要経費に対して地方税などの収入が不足している場合に、その不足分を補う形で配分されます。使い道が制限されない「一般財源」としての性質を持ちます。
問4	答え 2 民間事業者が得た収益の一部を公園の維持管理費用に充てることで、行政の支出を減らすとともに、公園の魅力を向上させること。	地方自治体の厳しい財政状況を背景に、公園の質を維持しつつ行政負担を軽減するために導入された制度です。民間事業者に収益活動を認める代わりに、その利益を広場や通路といった公共部分の整備や清掃などの維持管理に還元させる仕組みです。これにより、税金による支出を抑えながら、カフェなどの設置によって利用者の利便性や公園の活気、魅力を高めることが可能になります。
問5	答え 2 自主財源	地方公共団体が自らの力で確保できる財源を自主財源と呼び、代表的なものに地方税があります。税源移譲は、これまで国が徴収していた税金（税源）を地方公共団体が直接徴収できるように変更することで、この自主財源を増やす取り組みです。一方、国から配分される地方交付税交付金や国庫支出金は、国に頼る財源であるため「依存財源」と呼ばれます。
問6	答え 1 国庫支出金	国庫支出金は、国が特定の事業に対して支出する「使い道が定められた」財源です。これに対し、地方交付税交付金は自治体間の財政格差を是正するために配分されるもので、使い道が制限されていないという違いがあります。義務教育費の負担や公共事業の補助などが代表的な例です。
問7	答え 3 必要署名数はどちらも有権者の50分の1以上だが、条例請求の請求先は首長であり、監査請求の請求先は監査委員である。	条例の制定・改廃の請求と、事務の監査請求は、いずれも「有権者の50分の1以上」の署名で成立するという点が共通しています。一方で、その性質の違いから請求先が異なります。条例は政策に関わることなので執行責任者である「首長」へ請求し、事務の適正さをチェックする監査請求は独立したチェック機関である「監査委員」へと請求します。なお、議会の解散や首長・議員の解職（リコール）といった、より身分に直結する強い請求の場合は「3分の1以上」の署名が必要となり、請求先も「選挙管理委員会」となります。
問8	答え 3 原則として有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に提出する。	議会の解散請求（リコール）は、住民が議会を強制的に解散させる強力な権利であるため、署名数は「有権者の3分の1以上」と、条例の制定請求などに比べて厳しく設定されています。また、選挙に関わる事項であるため、請求先は「選挙管理委員会」となります。監査委員は「事務監査請求」、地方公共団体の長は「条例の制定・改廃請求」の請求先であるため、混同しないよう整理が必要です。
問9	答え 1 有権者の50分の1以上の署名を集め、その地方公共団体の首長（知事や市町村長）に対して請求する。	地方自治法に基づき、住民が直接意思を示す「直接請求権」の一つです。条例の制定や改廃を求める場合、有権者の50分の1以上の有効署名を添えて、行政の執行機関の長である「首長」に請求を行います。これに対し、3分の1以上の署名が必要なものは、議会の解散や首長・議員の解職（リコール）といった、より身分に関わる重い請求の場合です。また、監査委員に請求するのは自治体の事務に不正がないか調べる「事務監査請求」です。
問10	答え 3 有権者の50分の1以上の署名	条例の制定・改廃請求は、住民の日常生活に密接に関わるルール（条例）を提案する権利です。この請求を行うには、有権者の50分の1以上の署名を集める必要があります。なお、選択肢にある「3分の1以上」という条件は、地方議会の解散請求や、首長・議員の解職請求（リコール）を行う際に必要となる数であり、請求の種類によってハードルの高さが異なる点に注意が必要です。
問11	答え 3 有権者は、国政では国会議員のみを選ぶが、地方自治では首長と地方議会議員の両方を直接の投票によって選ぶことができる。	地方自治の仕組みを定めた地方自治法において、首長は住民による直接選挙で選ぶことが義務付けられています。これは、住民が身近な行政の責任者を直接選ぶことで、地域社会の課題を迅速かつダイレクトに反映させるためです。一方、日本の国政（中央政府）では、主権者である国民が選ぶのは国会議員のみであり、行政の長である内閣総理大臣は、その選ばれた国会議員による指名を経て決まる「間接的」な選出方法となっています。この違いが、地方自治が「民主主義の学校」と呼ばれる理由の一つにもなっています。
問12	答え 3 住民の意思を反映し、地域の状況に応じたきめ細かなルールを作るため	地方自治は「民主主義の学校」と呼ばれ、自分たちの地域のあり方を自分たちで決めることが基本となります。市議会が「市の課題」を把握した上で条例を制定するのは、国の法律では対応しきれないその地域固有の事情（景観保護、ゴミ処理、子育て支援など）に対し、住民の意向を反映した解決策を講じるためです。市議会には国の法律を自由に書き換える権限はなく、あくまで法律の範囲内で条例を作ります。